

平成 16 年（行ウ）第 20 号 ハツ場ダム費用支出差止等請求住民訴訟事件

原 告 柏 村 忠 志 外 20 名

被 告 茨城県知事 外 1 名

## 意 見 陳 述 書

2006（平成 18）年 7 月 25 日

水戸地方裁判所民事第 2 部 御 中

原告訴訟代理人弁護士 谷 萩 陽 一

1 本日提出した原告第 4 準備書面は、第 2 準備書面の治水に関する内容を補足するものである。

第 2 準備書面第 4 項（30 頁以下）に記載したように、平成 9 年の河川法改正によって、河川管理者は、河川整備基本方針及び河川整備計画を定めなければならぬとされた。

利根川については、長らくそのどちらも策定されないままになっていたことは第 2 準備書面で指摘した。昨年秋になって、社会資本整備審議会河川分科会に設置された検討小委員会（以下「検討小委員会」という）は急いで審議を進め、「利根川水系河川整備基本方針」（以下「基本方針」という。）を作成し、河川分科会の承認を得て、公表された。

しかし、河川整備計画は未だに制定のスケジュールすら明らかにされていない。相変わらず、治水上の上位計画のないまま、ダム建設事業が進められるという違法な状態が続いている。

2 検討小委員会の審議はきわめておざなりなものであった。昨年 10 月から 12

月まで5回の会議が開かれたが、会議の時間は1，2時間で、その大半は事務局である国土交通省の職員からの説明にあてられ、各委員が1回程度発言するだけで会議が終わってしまうものであった。河川分科会は文字通り形式的なもので、検討小委員会の報告を聞いて追認するだけといった内容であった。

利根川という巨大な河川の治水計画をこのようなおざなりな審議で決めてしまうことはきわめて問題である。

3 基本方針の最大の問題は、八斗島地点での基本高水流量の $22,000\text{ m}^3/\text{秒}$ という数値がそのまま踏襲されている点である。

この数値が、いかに現実離れした過大なものであるかについては、第2準備書面で主張したとおりである。

この数値は、25年前に定められたものであり、その後解析方法も進歩したのであるから、この数値にとらわれずに最新の方法を用いて現実的な基本高水流量を設定しなおすべきであった。

ところが、そのような検討もなしに、基本高水流量の $22,000\text{ m}^3/\text{秒}$ を維持したために、相変わらず現実性のない方針となっている。

4 基本方針では、以前の利根川水系工事実施基本計画と比べて八斗島地点での河道への配分流量がわずかに $500\text{ m}^3$ だけ大きくなっているが、基本的な水準は変わっていない。

そのため、基本方針によれば $3900\text{ m}^3/\text{秒}$ を今後建設されるダムと遊水池で調整しなければならなくなる。利根川上流部には遊水池の適地はほとんどないで、ダムに依存することになる。とすると、原告らの推計によれば、17基もの新たなダムを作らねばならない。これは、工事実施基本計画当時の推計による19基よりは減ったとはいえ、すでに4基ものダムが中止されている利根川上流にそのような数のダムを新設することは到底不可能である。

5 国土交通省は、このような治水計画の非現実性を覆い隠すために、虚言を用いて基本方針を策定したということができる。

すなわち、検討小委員会の平成17年12月6日の会議で、事務局の河川計画課長は、「利根川上流では八ツ場ダムが最後のダムだ。」と説明した。これは議事録に記録されている。ところが、住民団体から、矛盾を指摘されると、次回の12月19日の会議では、同課長は、「下久保ダムの治水機能増強や烏川の河道内調節池の設置によって対応し、それでも足りないときは新規のダム建設で。」と説明を変更したのである。

しかし、ここで述べられた下久保ダムの治水機能増強や烏川の河道内調節池の設置がほとんど効果のないものであることは、第4準備書面に記載のとおりである。結局のところ、新規ダム建設に頼るしかないことになるのであるが、国土交通省は、こうした点をごまかして、検討小委員会の結論を出させたものである。

6 基本方針では、もうひとつ、実現性のない計画として、新しい利根川放水路の計画があげられている。

第2準備書面に記載のとおり、利根川放水路は、古くから計画されながら、実現可能性が乏しく、実現しないまま推移していたが、今般、基本方針では、印旛沼を経由してその排水路から東京湾に流す計画に変更した。

しかし、印旛沼は、もともと洪水対策が必要とされ、1969年の開発工事で、洪水時には印旛沼の洪水を利根川及び東京湾に流すという対策を講じたものである。にもかかわらずこの新方針のように利根川の洪水を受け入れる余裕などはあるはずはない。

もしこれを可能にしようと思えば、印旛沼の自然破壊につながるほどの大規模な掘削工事が必要となってしまう。

また、印旛沼をとおって利根川の洪水を流すには、途中の水路を大幅に拡張しなければならないが、それには何千戸という住宅の移転が必要となり、これまた到底不可能な話である。

7 河川整備基本方針は、流域の住民の生命と財産を洪水による被害から守るために、河川整備をどのように進めていくかの長期的な考え方を示すものである。

したがって、本来、時間をかけてでも、実効性と実現性のある計画を策定すべきである。ところが、相変わらず実現できない計画を策定している国土交通省の無責任さに対して怒りを禁じえない。

その根本の原因は、毎秒 2 2 0 0 0 m<sup>3</sup>という明らかに過大な基本高水流量を踏襲したことにある。

今後基本方針に基づいて河川整備計画が作られ、八ツ場ダムが位置付けられるとしても、基本方針が上記のようななんざさん極まりないものである以上、河川整備計画も極めて明白に根拠のないものであり、違法なものといわねばならず、そのための公金の支出もまた、明白な違法性を帯びるものである。